

平成 20 年 6 月 16 日

## お 知 ら せ

このたびの岩手・宮城内陸地震により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

当金庫では災害による被災者の皆様に対し、下記のとおり金融上の措置を講じております。詳しくは営業店窓口におきまして、お客様からのお問い合わせ、ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

### 記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、預金者であることが確認できれば、払い戻しいたします。
2. お届出の印鑑がない場合は、拇印にて払戻しいたします。
3. ご事情によっては、定期預金、定期積金等の満期前の払戻しにご対応いたします。また、これを担保とするご融資もお受けいたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができるよう配慮いたします。
5. 災害における手形の不渡処分について、できる限り配慮いたします。
6. 汚れた紙幣は、お引換えいたします。
7. 国債を紛失した場合のご相談をお受けいたします。
8. 災害の状況に応じ、幅広い資金ニーズにお応えする「災害緊急支援融資」の取扱いを行っております。

以上

仙南信用金庫